

東村山市地域防災計画 平成17年修正版を策定しました

東村山市地域防災計画の基本方針

わたしたちの生活を災害から守るための指針となる「東村山市地域防災計画」について、市では、災害時により迅速な対応ができるようにするため、防災関係機関から意見をいただきながら、見直しを行いました。

今回の修正版では、「自分の身は自分で守る」という自助、「自分たちのまちを地域で守る」という共助、「市や防災機関は全力で市民を守る」という公助の考え方を重視し、市民の皆さんと市及び関係機関が一体となって災害対策を行うこととしています。

①災害に強い社会づくりを進める視点に立った計画

「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本に捉え、行政・企業・市民等が連携・連帯する震災に強い社会づくりを目指す計画としました。

②最新の知見や技術等を生かした実効性の高い計画
これまでの震災の教訓、最新の知見、技術等を生かし、的確に対応できる計画としました。
③マニュアルとして使い易い実践的な計画

国民健康保険高齢受給者証及び老人医療受給者証をお持ちのかたへ

問い合わせ 市民部保険年金課

受給者証の更新

○高齢受給者証

昭和7年10月1日以降に生まれた70～74歳の国民健康保険（国保）加入者には、高齢受給者証を交付しています。

現在お持ちの高齢受給者証は、8月1日で更新となります。新しい高齢受給者証を7月下旬に世帯主のかたへ郵送します。

○老人医療受給者証
各種健康保険加入者で、昭和7年9月30日以前に生まれ、たかた及び65歳以上で一定以上の障害のあるかたが老人医療受給対象者です。

所得判定により、一部負担

一部負担金の割合と判定基準

基準	一部負担金の割合
同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上のかた（70歳未満の老人医療受給者を含む）がいる場合	3割 ※平成18年9月末までは2割
上記以外の場合	1割

※国保の高齢受給者証対象者については、同一世帯で、国保に加入している70歳以上のかた（70歳未満の老人医療受給者を含む）のみが対象となります。

同計画は、市をはじめ各防犯機関等が実施すべき予防、応急、復旧、復興対策を網羅した震災に関する総合的な計画であるとともに、マニュアルとしての性格を有するものとして、具体的な方策も明記しています。

主な修正内容

○集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する事項
平成17年に発生した一連の集中豪雨による水害等を踏まえ、情報伝達体制の整備、要援護者（高齢者、障害者等）情報の把握に努めます。また、避難支援に関しては、今回の見直しで風水害編を設け、体制の確立を目指します。

○東海地震事前対策に関する事項
国の東海地震対策の変更及び市の事前対策を受けて、市の対策に関する事項を盛り込み、推進を図ります。

○その他災害ボランティアマニユアルや各防災機関において充実・強化した対策等についての事項
大災害時には、行政や防災関係機関だけで対応するには限界があり、市民・事業所等が「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本として、

断続に備えを進めるとともに、市、事業所、市民及びボランティア団体等との連携や相互支援を促し、震災時には必ず手を結び合う、社会システムの確立を図ることを目指します。

一部負担金の割合

医療費の一部負担金の割合は、高齢受給者証及び老人医療受給者証の「一部負担金の割合」欄に記載されています。一部負担金の割合は前年の所得（住民税の課税所得）により決まるため、毎年見直しが行われます。（一部負担金の割合の判定基準は左上表のとおり）

一部負担金が2割から1割になるかたは申請を

一部負担金の割合が2割のかたで、次の①又は②に該当する場合は申請により1割負担となりますので、まだお済みでないかたは、保険年金課で申請してください。

- ①同一世帯で、本人以外に70歳以上のかた（70歳未満の老人医療受給者を含む）がない場合の収入額が38万円未満の場合
- ②同一世帯で70歳以上のかた

10月1日（日）から一部負担金の割合が変わります

医療制度の改正により、受給者証更新の際に一部負担金の割合が2割となったかたについては、10月1日から、3割負担に変わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

健康課から（☎393-5111代表）
郵便申込みは☎189-8501健康課へ

子宮がん検診（市内）

対象 昭和61年12月31日以前に生まれた市内在住のかた
日程 9月1日（金）～11月30日（木）
※休診日を除く
場所 市内指定医療機関
内容 視診、触診、内診、細胞診（頸部・体部）
※体部は条件あり
定員 先着2,500名
費用 1,000円
申込み はがき（1人1枚）に①検診名、②氏名（ふりがな）、③生年月日、④住所、⑤電話番号を明記し、7月20日（木）から健康課へ

妊婦歯科健診

○いきいきプラザ2階＝8月28日（月）午後1時30分～3時（受付は午後1時15分～2時）
内容 歯科健診、歯科相談、保健・栄養相談
定員 先着20名
持ち物 歯ブラシ、タオル、コップ、母子手帳
申込み 7月20日（火）午後1時30分から電話で健康課へ

BCG接種

対象 生後6か月未満のお子さん
○いきいきプラザ2階＝8月4日（金）・25日（金）
受付 午後0時40分～2時
※対象者へは3～4か月児健康診査のお知らせとあわせて個別通知します。
※ツベルクリン接種は行わず、対象者全員にBCG接種を行います。

情報コーナーをご利用ください

情報コーナー（本庁舎1階）では、予算書や決算書等の行

東村山市地域防災計画平成17年修正版は、次の場所でご覧になれます。

○情報コーナー（本庁舎1階）
○各公民館・図書館
問い合わせ 市民部防災安全課

主な販売刊行物

書籍名	金額（1部）
平成18年度一般会計予算書	1,800円
平成16年度歳入歳出決算書	1,600円
東村山市の統計書（平成17年版）	100円
東村山市総合計画・後期基本計画	400円
東村山市総合計画・第5次実施計画	100円
東村山市史研究（第3号～第14号）	各500円

ハローベビークラス（土曜日）

対象 出産予定月が11・12月の妊娠経過が順調なかたとそのパートナー
日時 8月26日（土）午前10時～午後0時30分（受付は午前9時45分から）
場所 いきいきプラザ2階
内容 赤ちゃんの保育、おふろの入れ方、先輩ママとの交流
定員 25組（予約制）
持ち物 母子手帳
講師 保健師ほか
申込み 7月20日（木）午後1時30分から電話で健康課へ

かかりつけ医を持つ

みなさんがかかりつけ医をお持ちですか？気になる症状があっても、何科を受診すればいいのかかわらないので、心配なまま様子を見ていたという経験はありますか？そんなときに役立つのがかかりつけ医です。

かかりつけ医は、自分の病気や気になる症状について相談できる医師です。何でも知っているスーパーマンのような医者である必要はないのです。自分が相談

例えば、私は内科クリニックの院長ですが、患者さんからは整形外科、産婦人科、眼科、皮膚科、耳鼻科など様々

東村山市医師会

都市計画の原案に関する縦覧

東村山市計画萩山地区地区計画の決定に伴う都市計画の原案に関する都市計画第16条による縦覧を行います。

種類 東村山市計画地区計画の決定（萩山地区地区計画）

縦覧期間 8月1日（火）～15日（火）午前8時30分～正午・午後1時～5時
※閉庁日を除く
縦覧場所 都市計画課（本庁舎4階）

問い合わせ 都市整備部都市計画課

乳幼児健康診査

○いきいきプラザ2階＝午後0時40分～2時 受付

3～4か月児健康診査

○18年4月11日～30日 生まれ＝8月9日（水）
○18年5月1日～20日 生まれ＝8月30日（水）

3歳児健康診査

○15年6月21日～7月10日 生まれ＝8月2日（水）
※対象者には個別に通知します。通知のないかたは健康課へお問い合わせください。

第2回家族介護者教室 高齢者の口腔ケア

口腔内を清潔にすることは、誤嚥性肺炎（口腔内の細菌が肺に入り込み起こる肺炎）等の予防だけでなく、いつまでも「おいしく食べる」ためにとても大切です。高齢者の口腔ケアについて一緒に考えませんか。

日時 8月9日（水）午後1時30分～3時30分
場所 いきいきプラザ4階多目的室

目的講座 市内在住の65歳以上のかたを介護しているかた
定員 先着30名
参加費 無料
講師 三上直一郎氏（ミカミ歯科院長）
申込み 7月18日（火）から電話で中部地域包括支援センター（☎394・6662）へ
主催 中部地域包括支援センター
問い合わせ 同支援センター又は市・保健福祉部高齢介護課

かかりつけ医を

もしやすれば、何科の医者でもかまいません。医師は、学生時代にすべての分野の勉強をしていますから、専門分野以外のことでもある程度の知識はあります。治療することはできなくとも、その症状が緊急を要するものかどうかを判断し、適切な受診先を教えることはできるでしょう。かかりつけ医は、いかなれば「ふりわけ医」としての性格を持っているのです。

例えば、私は内科クリニックの院長ですが、患者さんからは整形外科、産婦人科、眼科、皮膚科、耳鼻科など様々

東村山市医師会